



新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会 長 上 前 田 和 英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年の10月2日に第4次安倍改造内閣が発足し、政府は、経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等を図るべく推し進めてきているものの、その結果が思うように出ていない現状の中、本年10月には消費税が10%へ引き上げられる予定となっており、まだまだ地方においては景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況での増税が、今後どのような方向に進んでいくのか危惧するところでもあります。

さて、私が3期目の会長に就任して、任期満了まで残すところあと半年足らずとなってきましたが、会務執行につきまして、なかなか会員の皆様方の満足を得られていない点が多々あると思われま。残された時間において、執行部一同自覚と責任を持って事業執行にあたっていく所存ですので、皆様方のご理解ご協力の程お願いいたします。

本年も、司法書士界においては、「司法書士法改正の実現」「空き家対策」「所有者不明土地対策」「オンライン申請資格者代理人方式の導入」「相続人調査業務に関連する相続登記推進業務」「研修の義務化への対応」等さまざまな課題等が山積されている状態であります。その中で、司法書士法改正については、法務省との協議等が最終段階に来ている状況の中、次の改正項目について、本年開催の通常国会へ提出するべく準備している状況と聞き及んでおります。

1. 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること。
2. 懲戒処分権者を法務大臣にすること。
3. 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること。
4. 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと。

5. 一人司法書士法人に関する規定を設けること。

今後も、司法書士法改正についての動向につきましては、会長会等での情報を入手でき次第、皆様方にお知らせして行きたいと考えます。

また、昨年の定時総会は、全員参加制による2回目の総会でありましたが、100名の会員の出席をいただきました。ちなみに、一昨年の総会は130名の会員の出席をいただきました。本年も多くの会員の皆様方が出席し、さまざまなご意見ご要望等を執行部に対して伝えていただくよう執行部一同努力してまいりますので、是非とも5月25日に開催されます平成31年度定時総会へ出席くださるようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 棕 野 浩 文

新年、あけましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様方には、お健やかに新年を迎えられたことと、心からお喜び申し上げます。

旧年中は、貴会及び会員の皆様方から、登記・供託制度の充実・発展と法務局の業務の適正かつ円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月、社会問題化している所有者不明土地問題の解消のための「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行されました。その関連事業として、長期相続登記等未了土地の解消作業が実施されており、当局では、受託事業者である一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会において、鋭意進められているところです。また、相続登記における登録免許税の免除に関する租税特別措置法の一部改正が行われるなど、今後も相続登記の促進に向けた取組を確実に実施していく必要がありますので、会員の皆様方におかれては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

一方、平成29年5月に導入された「法定相続情報証明制度」の当局管内の利用は、毎月一定程度の利用があるものの、低迷している状況にあります。本制度は、相続人の相続手続の負担を軽減し、相続登記等を促進することを目的として創設されておりますので、会員の皆様方の積極的な利用をお願いします。

また、当局におけるオンライン申請の利用率は、会員の皆様方の御協力により徐々に増加しております。当局としては、利用者の利便性の向上及び効率的な事務処理を推進していくために、今後も更なるオンライン申請の利用促進に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

このほかにも、平成29年5月に民法（債権関係）の一部を改正する法律が、平成30年7月には民法（相続関係）の一部を改正する法律及び法務局における自筆証書に係る遺言書の保管等に関する法律が、それぞれ成立し、また、現在、登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会において、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題について、主に民事基本法制からその論点や考え方等が検討されているなど、法務行政を取り巻く状況は大きな変革期を迎えているといえます。

これらの改正等は、いずれも皆様方の業務に直接影響するものであり、今後、様々な施策を円滑かつ確実に進めていくためには、貴会と法務局との緊密な連携、協力が不可欠でありますので、引き続き、登記行政の適正・円滑な運営について、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、会員の皆様には、国民の身近な法律専門家としてなお一層御活躍されることを御期待申し上げるとともに、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員の皆様方の御多幸を祈念しまして、新年の挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方・家庭裁判所長 松 井 英 隆

新年明けましておめでとうございます。鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、清々しい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年も、裁判所の業務の運営につき格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

さて、昨年の当地における事件動向を見ますと、管内簡易裁判所における民事訴訟事件は、訴訟事件全体では、ほぼ横ばいですが、交通損害賠償事件は増加が続いている状況にあります。また、民事調停事件については、一昨年は、全国的には減少が続く中、当庁管内では、新受件数がやや増加に転じたかに見えましたが、昨年はその前の水準に復するものと見込まれます。ご承知のとおり、調停手続には、法律だけにとらわれず、当事者の合意により実情にあった柔軟な解決が図れるし、手続が簡易で、秘密も守られる、費用も、民事訴訟に比べ低廉であるなどの多くの特徴があります。また、調停が成立するか、調停に代わる決定について異議申立てがなく確定した事件の割合も、6割を超える高い水準にあります。その活用が期待されるところです。

また、本年5月に制度施行から10年を迎える裁判員裁判事件についてですが、鹿児島では、これまでに150件近くの審理が行われています。これまでのところ、概ね安定的に運営されているとの評価をいただいているものと思います。

家庭裁判所では、子の監護を巡る調停・審判事件など、当事者間の価値観や感情の対立が激しく解決が困難な事件も増えています。施行されて6年が経過した家事事件手続法のもと、運営改善を進めていきたいと考えています。成年後見制度については、今後も更に利用促進が図られ、国民の期待はますます高まっていくものと思われます。成年後見制度利用促進基本計画に基づき進められている地域連携ネットワークの整備等の取組においても、基本計画の中間年である本年には、地方自治体における取組が加速することが見込まれます。そのため、裁判所としては、福祉行政を担う市町村やそれを支援する県、更には法律や福祉について専門的な知見を有する専門職団体とも連携し、適切な役割分担を図りながら、在るべき運用の実現に向けて取組を進めていく必要があると考えています。また、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が一部の規定を除いて昨年11月15日から施行され、所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合には、市町村長等が家裁に対し財産管理人の選任等を請求することが可能となる制度が創設されました。弁護士や司法書士などの専門職の財産管理人の選任にも関係してくるとこ

ろから、市町村長等による申立ての動向等を注視していきたいと思いをします。

さらに、来年4月には改正債権法も施行されます。また、裁判手続のIT化も検討課題となっています。裁判所を取り巻く情勢が大きく変化する中、国民の権利を保護し、適正な法的紛争解決を通じて法の支配を実現・確保するという裁判所の不変の使命を果たしていくためには、司法書士をはじめとする専門職との連携を図りつつ、種々の取組を進めていく必要があります。鹿児島県司法書士会の皆様には、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭に当たり、鹿児島県司法書士会の更なるご発展と会員の皆様のますますのご健勝、ご多幸をお祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥丸 真人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

上前田会長をはじめ会員の皆様には、書類作成援助や法律相談援助をはじめ、審査にまで、法テラスの業務にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。また、児玉副所長には、執行部の円滑な運営にご尽力いただいて、鹿児島地方事務所も無事に業務を遂行でき、大変心強く感じているところです。

法テラス本部では、これまでと異なり、非法曹（元消費者庁長官）から理事長を迎え、陣容が一変しました。関係機関との連携が不可欠なので、宣伝活動に顔の広い理事も加わりました。昨年夏に新卒公務員で生活保護のケースワーカーを主人公（吉岡里帆主演）にした「健康で文化的な最低限度の生活」というドラマ（略して健活）がありましたが、その第1回目が債務整理問題などを抱える男性の健活に向けたストーリーで、主人公が男性に「法テラスに相談に行ってください」と説得する場面が何度も出てきて、セリフで法テラスの宣伝が効果的になされていたのには驚きました。これはその理事の影響力のようです。鹿児島地方事務所でも、事務所の規模にしては多くの職員の異動が昨年中にあり、新しい布陣になりました。執行部だけ変化がありませんが、進歩もないのではないかと危惧しています。

公共機関が働きかけていくアウトリーチの手法により、認知機能が十分でなく自発的に援助を申し出ることが困難な人に対して法律相談を実施する制度が始まってまもなく1年になろうとします。しかし、利用率が上がらないので、本部でも認知度アップに苦心しています。ただこれを裏返せば、アウトリーチの手法を除いてすでに司法書士会や弁護士会でも高齢者・障がい者に対する法律相談の制度を設けて取り組んできましたので、むしろこちらを評価していいということでもあります。DV・ストーカーの被害者に対する法律相談にしても同様であり、これまでの仕組みで対応できていると思います。深刻で急を要するケースでは、一般の人はやはり警察等に真っ先に相談にいき、法律家に繋がってきます。

自治体あるいは自治会で司法書士会や弁護士会をはじめ法律問題に関係する士業の果たす役割が期待されて久しく、経済的基盤に対する不安が消えない中で、司法書士会の皆様も営業活動以

外の公益活動が広がっているのではないのでしょうか。私もある自治体で非常にめずらしい審議会のメンバーになり、貴重な経験をしました。不安や閉塞感に苛まれながら問題を抱えている地域社会の実情が垣間見えたところです。

地域社会で住民の相談相手になっていたのは身近な存在である司法書士であり、日々の業務を通して地域に根ざした活動を実践してられました。地域の住民に親しまれてきた司法書士の皆様には、これからも法テラスにご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島地方検察庁検事正 古谷伸彦

鹿児島地方検察庁検事正の古谷伸彦でございます。

新しい年を迎え、一言、御挨拶を申し上げます。

私は、昨年10月30日付けで現職を拝命し、「おはら祭り」夜祭り当日の11月2日、当地に赴任しました。その日は、当たり前のことながら、街中が夜遅くまで多くの人々でにぎわっており、新参者でありながら、気分が高揚いたしました。着任後も、明治維新150周年という節目に加え、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映等も手伝ってか、鹿児島県全体が、他の都道府県に比べて活力に満ち、勢いづいているように感じました。着任以来、当地での生活を満喫しつつ、日々の執務に当たっております。

さて、私は、平成3年4月の検事任官以来、捜査、公判等刑事事件の現場だけでなく、いわゆる民事系の職場で働く機会にも恵まれ、平成19年4月から平成21年3月までは札幌法務局訟務部長、平成21年7月から平成24年3月までは法務省民事局民事第一課長をしておりました。なお、訟務部は国の代理人として行政訴訟、国賠訴訟等を担当する部署ですし、民事第一課は戸籍、国籍（帰化等）、成年後見登記等を担当する部署です。

訟務部長の頃には、法務局職員が不動産登記、筆界特定、供託等の現場で日々頑張っている姿や司法書士の先生が各種申請手続等の代理をなさっていた姿を幾度となく目にしておりましたし、法務局長が司法書士に対して懲戒処分を行う際の事前のお手伝いをさせていただいたりしました。また、民事第一課長の頃には、司法書士試験委員を併任しておりましたので、司法書士を志す受験生の尊い努力を肌で感じていました。

このように、私は、司法書士になろうとする人、司法書士になった人、司法書士ではなくなっ
てしまいそうな人、という司法書士の始まりから終わりまで様々な局面の人たちを近くに感じる
立場にいたためか、司法書士の皆様にはある種の思い入れを抱いております。

司法書士という職業は、ちまたでは、「市井の法律家」、「身近な暮らしの中の法律家」などと
呼ばれることがあるようですが、やはり、良い意味で、日常の生活に最も身近なところで起きる
民事・刑事の事案に携わる法律家ということで間違いないと思います。だからこそ、司法書士の
皆様は、社会の誰からも頼りにされ、慕われ得る、法律家としては、非常に貴重な存在であると
言って過言でないと、私は考えております。

社会には、法的な支援を必要としながらも、物的・人的資源の不足によって法的な支援を受けることができない方々や、法的な支援を求めることをためらい苦しんでいる方々が、まだまだたくさんいらっしゃいます。そのような方々にとって、司法書士の皆様の存在こそが、最初あるいは最後の頼みの綱となるはずです。仮に、そのような方々が刑事事件の被害等で困ってらっしゃるのであれば、親身になって相談に乗っていただき、事案によっては、告訴状等を検察庁に提出するなどしていただければ幸いです。

私が言うのは不遜ですが、同じく法律事務に携わる専門家の一人として、鹿児島県司法書士会の皆様には、司法書士になるまでの法務事務官としての激務・苦労や受験時代の焦燥感・閉塞感、そして、晴れて司法書士として社会に貢献できる立場となった際の使命感・達成感を決して忘れず、これからも、各種施策の推進を通じ、鹿児島の社会で生活する人々に寄り添う温かい存在であり続けていただけるものと信じております。

最後となりましたが、本年も、鹿児島県司法書士会の皆様が、ますます御発展なされ、更に御活躍なされることをお祈りするとともに、鹿児島県全体が、より元気に、より盛り上がっていくことを心より願ひまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会 長 宮 脇 謙 舟

あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、司法書士会の先生方におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。

鹿児島県土地家屋調査士会のご報告をさせていただきます。

本会の境界問題相談センターかごしまは、平成30年12月3日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に規定された法務大臣の認証を取得致しました。認証を受けた事により手続きが法律で保証される事となり、今まで以上に多くの県民の皆様のお役に立てるものと期待をしています。2月22日に記念シンポジウムを開催いたします。司法書士会様にもご協力頂く予定です、宜しくお願い致します。

平成30年6月6日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立致しました。「所有者不明の」土地を使える、所有者を調べられる、土地を管理出来る、とまさに我々土地家屋調査士と司法書士の先生方でなければ対応出来得ない内容であり、私達が益々社会から必要とされてくるものと確信しています。

社会との関わりにつきまして、県会として「登記困難・防災委員会」を立ち上げました。本年度の土地家屋調査士会連合会の事業方針におきましても「起こりうる自然災害等に迅速、的確、適正に対応できるように「事前復興」「早期の災害復興」に貢献するための活動を持続する」とはじめに位置づけています。

境界紛争や所有者不明、相続未了等により登記が出来ない為に公共事業、特に防災に関する事業が滞ってしまう事案があります。その様な場合に私達が積極的に登記を処理する提案を行っていかうと計画しています。

狭隘道路の問題もあります。災害が発生しても消防車や救急車が通ることが出来ない道路が鹿児島にも多数存在しています。自治体や住民の方々と一緒になって狭隘道路の解消へも取り組んでまいります。権利部に関係する事案も多々あるかと思われます。その時には司法書士の先生方のご協力をお願い致します。

結びに、鹿児島県司法書士会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部支部長 内田 大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年は内閣府の定めた『成年後見制度利用促進基本計画』の工程表の3年目に当たる年です。2年目までに調査・検討を終え、3年目以降は「実施」「整備」「改善」「さらなる構築」にシフトしていくこととなっています。厚生労働省は昨年11月から全市区町村を対象にした実態調査に乗り出しており、各市町村担当部署にかかる重圧は並々ならぬものと思料します。中核機関設置に向けての足掛かりとして、昨年10月に鹿児島市において成年後見センターが開設され話題となりました。当法人を含め、関係諸団体の支援のもと、このようなセンターが運営始動したことは誠に喜ばしく、市民への相談対応やさらなる利用支援が図れる体制づくりに向けて、我々も微力ながら協力してまいりたいと思います。

昨年は県、各市町村の高齢者福祉課・障害者福祉課、家庭裁判所、社会福祉協議会、関連団体の方々と本当にたくさんの会議・打合せを持つ機会に恵まれ、いろいろな話をし、意見を拝聴することができました。問題点を相互に理解し合うというプロセスを経て、本年が本格的な策定協議の段階となります。当法人としましては会員の方々のご理解・ご協力をもとにでき得る限りの力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、当支部の現在の状況は、会員数138名（法人会員1件）で増減はありません。対外向けに実施している事業としましては、①市町村その他団体向け出張説明会・講演会、②高齢者・障がい者のための無料出張相談、③金融機関との取次サービスを実施しております。特に②の事業は利用件数が年々増加しており、福祉医療との連携に寄与しています。本年は成年後見制度施行及びリーガルサポート設立20周年ということで、当支部主催の市民向け公開シンポジウムを開催いたします。高齢者あるいは障がい者を取り巻く諸問題を浮き彫りにし、そこで成年後見制度が果たすべき役割を今一度確認したうえで、今後の課題やその解消に向けての方策を皆様と一緒に考える機会となればと思います。

末筆ながら、会員の皆様及び関連諸団体のご多幸とますますのご活躍・ご発展をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、公嘱協会におきましては、昨年度はまとまった登記の依頼があり、目標額を大きく上回りましたが、今年度はまた例年どおり厳しい状況が続いています。公共事業の予算が減少していることにより、当協会への発注を抑制するといった様子も見受けられます。

そのような状況の中、本会から法務局の相続調査業務（長期相続登記等未了土地解消作業）について公嘱協会で受託して欲しいとの要請を受け、当協会としましては、公嘱協会が積極的に受託すべき業務であると考え、法務局と協議を重ねてまいりました。結果として、調査件数及び調査費用ともに要望に沿わない条件での契約となり、誠に遺憾ではございますが、契約した以上はきちんとした形で成果を収められるよう、会員の皆様にご協力をお願いした次第です。無理なお願いにもかかわらず、多くの会員の皆様にご協力いただき大変感謝しております。この事業は、来年度も継続して行われることと思われまふ。今年度の成果を踏まえ、改めるべき点は要望してまいりますので、大変ご面倒おかけしますが、引き続きご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

法務局の相続調査業務は、全都道府県で行われています。公嘱協会が解散した県では、司法書士会が中心となり受託団を整えられたとのことで、非常に苦慮されていると思われまふ。このことにより、改めて公嘱協会の必要性を感じています。

自治体からの登記の依頼件数は減少していますが、複雑な事案の相談や依頼は寄せられています。自治体には公嘱協会の職能を活かせる案件が山積していると思われまふ。当協会の維持、発展につながるよう、各自治体に対し、当協会の積極的な活用をお願いしているところです。

鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を継続して受けています。今後も積極的に当協会を活用していただくよう、県議会議員顧問の先生方のお力添えをいただき、関係部署に対し要望しています。

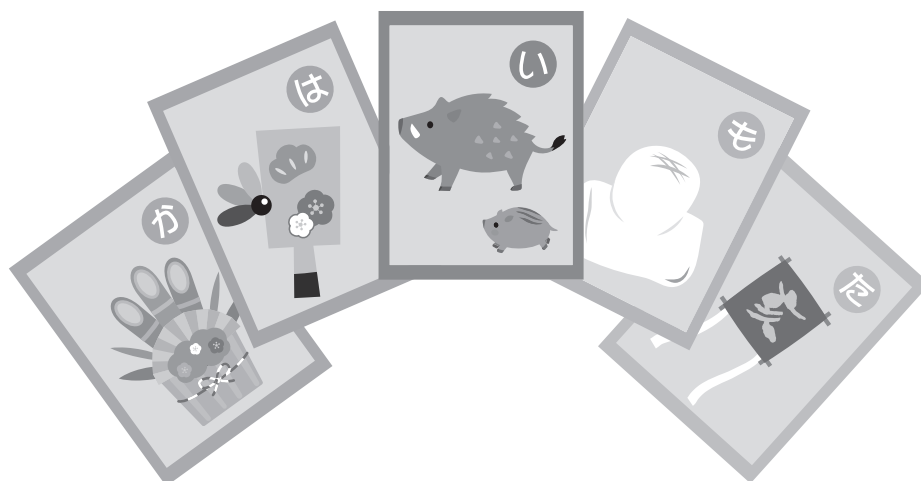
鹿児島市においては、予算の都合等により当協会への発注が減少してきていますので、市議会議員顧問の先生方にも引き続きご協力いただき、当協会の継続的な活用をお願いしています。

その他各市町村に対しては、研修会や相談会の案内を行い、当協会の周知を図っています。今

後も継続的に働きかけ、困難事案の掘り起こしに努めたいと考えます。

会員の皆様におかれましては、自治体から公嘱案件について相談が寄せられましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願いいたします。また、総会の開催に合わせて業務研修会を開催しています。多くの会員の皆様と意見交換を行い、より良い協会運営に努めたいと考えますので、積極的な関与を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟

会 長 喜 山 修 三

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様方をはじめ、関係機関及び各種団体の皆様そして、縁あって本会報を手にとられた皆様、健やかな新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平成30年は、「西日本豪雨」「北海道胆振東部地震」や度重なる大型で強い台風の襲来など自然災害の多い年でした。平成という元号は、中国の古典に由来するもので、「国の内外、天地とも平和が達成される」という意味であると、ウィキペディアに記載されています。平成の時代、確かに日本では人々の努力により昭和のような悲惨な戦争は起こりませんでしたが、多くの自然災害が発生しました。人類の努力で自然災害を防ぐことはできませんが、できるだけ自然災害が起こりにくい環境を作ること、そして起こった災害の被害を最小限にとどめることはできると思います。

さて、政治連盟の活動におきましては、国会議員選挙や地方議員の選挙もなく、目立った活動はできませんでしたが、顧問団の先生方との勉強会や情報交換会等、地道ではありますが実りのある活動ができたと考えます。

ところで、平成16年の不動産登記法の改正は、我々の登記実務に大きな影響を与えました。その代表として、当事者出頭主義の廃止とオンライン申請があります。当事者出頭主義が採られている理由としては、受付順位の保持と即日に補正をするためと説明されていました。即日補正は数十年前から有名無実化しており、受付の順位を保持するためにわざわざ申請人かその代理人が法務局に足を運ばないといけないというのは、いかにも効率が悪いと誰もが考えていたのではないのでしょうか。その改正に、百年以上もかかったわけですから、立法府の怠慢とも言えるかも知れませんが、我々司法書士も、もっと声を上げるべきだったのではないかと、今になって思うようになりました。

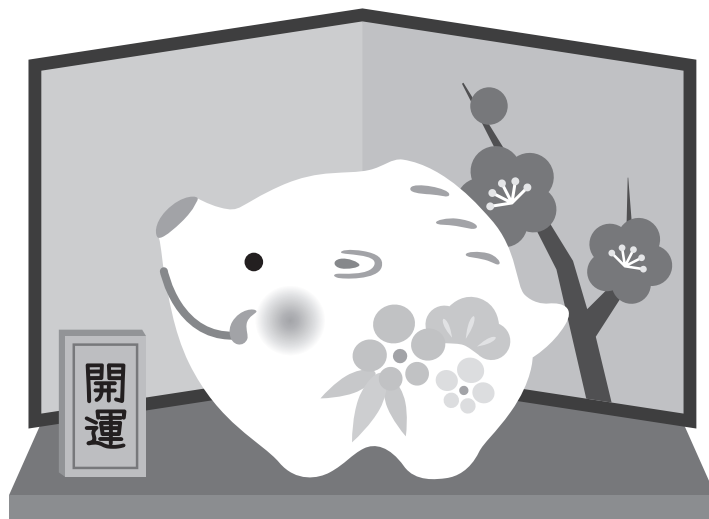
まだその詳細は知らされていませんが、現在法務省で検討されている「資格者代理人方式」は極めて画期的な方式だと聞いています。すなわち委任状や印鑑証明書などの添付書類について、資格者代理人が原資料を確認し、電子署名を付したPDFに関しては、法務局が原本を受領することなく登記を受理するという制度です。これは、資格者代理人の提供したPDFを添付情報として

認めたものであり、また現在の添付書面の特例方式ではいつまでも完全オンライン化に移行することができず、このままでは国際競争力をつけることができないとの判断によるものだと考えます。

その昔、産業革命はイギリスで起こりましたが、「情報革命」は世界中で起こっています。ITや司法書士制度が飛躍的に進歩していく時代には、私たち司法書士も様々な分野の研鑽が必要になります。研鑽を重ね日々の業務を真面目に行うことによって国民の信頼を得ることができると思います。

私たち政治連盟は、今後も鹿児島県司法書士会をはじめ、司法書士関連団体の活動を支援することにより、司法書士制度の発展と国民の権利の擁護に努めて参りたいと考えます。

本年が皆様方にとりまして、穏やかで実り多い年になることを心から祈念致しまして新年の挨拶とします。





新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会 長 坂 本 秀一朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられたことをお慶び申し上げます。

また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の昨年の活動及び本年の予定を本誌面をお借りしてご紹介させていただきます。

現在の青年会会員数は、135名（正会員85名、賛助会員50名）となっており、様々な活動を行っております。

まず、対内的な活動としては、九州ブロック青年司法書士連絡協議会の定時総会及びソフトボール大会への参加・座談会（鹿児島市）の開催・忘年会及び研修会の開催と会員の懇親を深める事業への参加、研修会の開催を行いました。研修会については、神奈川から講師をお招きし、法テラスの有効利用について講義していただきました。

対外的な活動としては、例年と同様に更生保護施設、児童養護施設での法律教室の開催を行っております。児童養護施設においては、刑法教室を開催し、刑法がいかに身近な法律であるか知っていただき、児童及び施設からとても好評でした。また、9月に専門士業の青年団体との合同ボウリング大会へ参加しております。7の専門士業が60名ほど参加し、とても盛大に開催され、ご参加の皆様も他士業の方々と懇親を深めることができました。

本年については、1月に生活保護110番の事前研修会の開催、生活保護110番事業への参加、2月から児童養護施設での法律教室、4月頃更生保護施設での法律教室、夏季レクリエーション、その他、座談会（鹿児島市以外）の開催を予定しております。

年度を跨いでしまいますが、現在当会が九州ブロック青年司法書士連絡協議会の執行部の担当会となっており、10月頃鹿児島で定時総会及びスポーツ大会を開催する予定です。また、昨年と同様に専門士業のスポーツ大会も当会が幹事会として開催する予定です。

本年度は、新入会員のサポートと会員相互の懇親を深めることを大きな目的としております。会員の皆様におかれましては、今後の青年会の活動及び発展のため、重ねてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご活躍とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。